

平成 29 年度第 5 回守口市保育・療育検討部会	
開催日時	平成 29 年 1 月 20 日（金）午後 3 時半から
開催場所	守口市役所 1 階 市民会議室 105
議 題	(1) 開会 ① 副市長のあいさつ ② 委員の紹介 (2) 議題 ① 守口市における保育・療養について (3) その他 義務連絡 (4) 閉会
出席者	出席委員（11名） 黒川委員、東委員、上野委員、河田委員、郡司委員、下江委員、 山本委員、房岡委員、西山委員、高橋委員、多井中委員 欠席委員（1名）

(1) 開会

【①副市長のあいさつ】

(省略)

【②委員の紹介】

(省略)

(部会長)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。天候不順の中  
お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第5回の保育・療育検討部会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席委員について報告してください。

(事務局)

本日の出席委員は、部会の委員数12名に対し11名です。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より報告がありました  
たとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第4条第2項の規定  
を準用し、定足数に達しておりますので会議は成立しております。  
また、今回の会議録の署名は署名委員にお願いしたいと思いますので、  
よろしくお願いたします。

それでは、最初に本日の配付資料について、事務局から説明して  
いただきたいと思います。

○ 配付資料確認

(省略)

(2) 議題

【①守口市における保育・療育について】

(部会長)

まず、事務局より資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料2については、前回第4回保育・療育検討部会において提出依頼のあった資料でございます。平成29年度に実施する予定の特別支援研修にかかわる予定表(案)でございます。先日の会議におきまして、療育支援についての保育教諭等に対する研修を実施し、公立・私立にかかわらず、守口市全体で療育についての質を上げていくことが重要ではないかご意見をいただきました。また、研修につきましても、守口市私立認定こども園会・私立幼稚園協会がそれぞれ研修を主催して、公立・私立施設に勤務する職員全員を対象とした研修を行ってはどうかと、こういうご意見もいただきました。

そこで、療育にかかわるたくさんの講師の方をご紹介いただきました。

また、私立認定こども園協会・私立幼稚園協会様にもご協力をいただきまして、資料にあるとおり平成29年度において、療育に関する研修を実施していきたいと考えております。私立認定こども園会・幼稚園協会様におかれましては、特別支援研修をそれぞれ1回ずつ主催していただきまして、そのほかの研修につきましては守口市が主催する予定になっているものでございます。

なお現在、日程につきましては各講師の方々と調整を行っているところでありますので、現在の予定時期として記載させていただいております。詳細が決まり次第、各施設様宛てに研修の年間スケジュール等を早い時期に通知をしてまいりたいと考えてございます。

また、前回の会議でご意見をいただきましたとおり研修時間を夜間に設定することで、できる限り保育教諭の方々が参加しやすい時間帯を確保させていただく予定としております。研修の参加者につきましては、公立・私立に勤務する保育教諭等全員を対象にしておりますが、特に参加していただきたい職員として、表の右端に「絶対参加者」という表記で記載させていただいております。

次に資料3につきましてですが、これも前回の会議で「わかくさ・わかすぎ園における現在の課題と、それに対する今後の対応についてまとめた資料を提出してほしい」という意見をいただいたため、作成させていただきました。前回の会議でご指摘いただいた課題や問題点を含め、現状、守口市として認識してます課題と、今後の対応について一覧でまとめさせていただいております。

続きまして資料4につきましてですが、本日の会議の中で「エリアごとに専門職を配置、また指導チームを編成し、各施設での療育支援

を実施してはどうか」と、このようなご議論の予定があることから、現在守口市が実施している認定こども園等の施設へ訪問して実施しております療育に関する事業について、一覧でまとめさせていただいております。

また、参考資料1から3につきましても、本日の議題で障がい児一人一人に対する支援計画の作成、また施設の転園や退園、小学校への入学に際しての一貫性のある支援の継続についての議論の予定があることから、現在各公立施設で指導をしている教育支援計画の様式を参考資料の1から3として提出をさせていただいております。

以上でございます。

ありがとうございました。

(部会長)

ちょっと時間に限りがありまして、この資料2とか3に関して少し質問があると思うんですけど、ちょっとそれは後で時間があればという形でさせていただきたいと思うんです。それで早速ですけども、今回の議論をしていきたいと思うんですけども、今日は3つの課題を考えています。

1つ目は、エリアごとの専門職員数の配置や、チーム編成をどうやっていくかという施設の療育支援のサポートというか、専門職から見たサポートをどうしていくかということです。

2つ目が、療育や障がい者についての保護者理解の促進や、保護者支援の充実ということに関して、どういうふうを考えるかということです。

3つ目が、資料にもありますけども、障がい者一人一人に対する支援計画の作成と一貫性についてどういうふうにやっていくかということについてを考えております。

それで、まず1つ目のエリアごとの専門職員の配置や指導チームの編成について議論をしていきたいと思うんですけども、これは前回の議論があった、わかくさ・わかすぎ園のニーズが充実していることにも絡むんですけども、守口市のもともとの考え方としては、市を3つの部分に分けて、その部分に関して、1つずつの公立のこども園を設置することが最終的には決まっているので、これは確定事項なんやね。

(事務局)

はい、再編計画で。

(部会長)

再編計画で。それがあって、そのときに1つは公立のこども園のいわゆる役割として私立というか、民間の施設をどうやってサポートするかとかいうような問題もありますので、それも含めての考え方ということで。それで前回の議論でもありましたように、わかくさ・わかすぎ園を途中でやめて、民間に移った場合とか、そういう場合もありますので、そういうときにどうやってサポートをしていくかという

問題も出てきますので、専門職員をどういうふうに配置していくかということがあると思います。その辺について何か、ご意見とかあればお聞かせください。

それで1つは、最初にその3つのエリアごとに専門職員を置くというか、そのチームを編成するという必要だとは思いますが、その位置づけとして1つは、わかくさ・わかすぎ園との関係をどうするかということがあります。その辺、わかくさ・わかすぎ園としては、そういう専門職員を置いた場合どういうふうに考えられますかということがあるんです。だから1つは今、地理的な問題もあると思うので、わかくさ・わかすぎ園をセンター・オブ・センターという形にするのか、もしくはその3つ地域の1つを担うのか。その辺はわかくさ・わかすぎ園としてはどう考えておられますか。どっちをしたいというか。

(事務局)

漠然とですけども、今の内容の感じで言いますと、今まで経験しているというか、3園が新しくできたとしてそういう配置になったとしても、これはまだわかりませんが、うちはこれまでの経験上もありますので、最初は中心となって動くのがベストかなあとは思いますが、守口市内全域で見る形になると、うちの園の位置がちょっと端っこという形にもなってるのもありますので、3園にゆっくりこうついて、その地域その地域という形をとったほうが全域的には支援として広がりやすいかなとは考えてますけども。ただ、経験上そこへ先につけるというよりも、その3園もつくのもいいんですが、そのついた後もうちの経験上も生かしながらこういう例もありますよというような形で4園全部一緒になってやっていくのがベストかなあと、私は考えています。

(部会長)

わかりました、ありがとうございます。

だからセンター・オブ・センターという形で3園に、基本的に恐らくその専門職員を置くとしても巡回が中心になると思いますね。どこかに所属せざるを得ないと思うので、どこに置くのか、それは問題になると思うんですけど、1つの案としては、公立にポジションを置く。それで、公立にポジションを置くか、それか市に置くかどうかはわかりませんが置いて、それを全てのチームの最終的な取りまとめというか、センター・オブ・センターとして、わかくさ・わかすぎ園が存在するという形が動きやすいと考えていいですか。

(事務局)

私はそう思ってますけども、ただまあその辺、まだ議論はあると思いますので、ただ今のことで言ったら、うちで専門職・嘱託職員を置いている状態でもありますので、その基本としてどういう形というのは例題もありますので、こういうときはこういう形がいいんじゃないか

- という相談でもセンターが中心という形がいいかなと考えてます。
- (部会長)                    ありがとうございます。
- それでちょっと、保育・幼稚園課にちょっとお聞きしたいんですけど、今、巡回保育をしていますよね。その上で、どういう専門職員が必要だと考えておられますか。
- (事務局)                    現在、言語聴覚士及び臨床心理士、特別教育支援員というような形の大学に在籍しておられます准教授さん、もしくは講師の先生方を中心に巡回していただいております。来年度はちょっとOTとか、専門的な知識を持っている方々にもちょっと参加していただきたいと計画を立てております。
- (部会長)                    今、STと。
- (事務局)                    来年度はOTを予定しております。
- (部会長)                    OTと、それを考えているということですか。
- (事務局)                    はい、そのほかに、専門の大学で講義とか行っておられる准教授さんとか、総合的に障がいを理解しておられる看護師の先生にも来ていただいております。
- (部会長)                    園側としては、民間の園に巡回へ来てもらうのにどういう人に来てもらいたいという、そんなのも要らないという話もあるかもしれませんが、何か希望はありますか。
- (委員)                     別に、現状で来ていただいて、結構いろいろお話を聞いていますので、特別こういう方がいいとかではなくって。今来ておられる方とは良い関係を持たせてもらっていますので。
- (部会長)                    職種的には現状でよろしいですか。
- (委員)                     私のところは。
- (委員)                     カウンセラーの方に来ていただいたことがあるんですけども、やっぱり保護者と合わない方も中にはいらっしゃるんで、その間を取り持つのはすごくしんどいので、本当によく勉強されて、うまく言えませんが、保護者の気持ちも理解でき、子どもの状態も理解できるような大きなものを持っておられる方が、子どもの態度だけ見てああだの、こうだのとお話を私としてくださっても、保護者と私たち、子どもを挟んで、やっぱりこうしっかりと手をつないでいかないと子どもの未来は見えないので、その中に入って専門的な領域の話だけされるような方だったら困るなあと。この辺は。
- (部会長)                    先生、職種的にどうかということとは。
- (委員)                     だから、臨床心理士であってもです。
- (部会長)                    だから臨床心理士は必要ですか、要らないですか、どちらですか。
- (委員)                     必要は必要だと思います。
- (部会長)                    そしたらそれで、それ以外には何が必要ですか。

- (委員) あと。
- (部会長) あと。
- (委員) 経験ですね。
- (部会長) いや、経験じゃなくて職種として。
- (委員) 職種として、今おっしゃったどちらもOTやST、みんな経験を持っておられる方、資格を持っておられる方は、やっぱり保護者へお話しするときに、資格も持ってない方よりはちゃんとわかってもらえるようにお話しはできます。だから、資格をきちっと持っておられる方。それで、どちらかという大きい学年じゃなくて小児ですから、子どもは幼いですから、まだ幼児でも3歳と5歳は全然違いますので。だからそこら辺の年齢をきちっと把握しておられる。大きい子とかと違う、やっぱり専門的な資格であって、私たちのところに来てくださるのは乳幼児期をしっかりと把握してくださっている方をお願いしたいと思います。
- (部会長) でも、恐らくこういう方というんじゃないで、まず職種を決めないでだめだと思うので、チームを編成するために恐らく3チームつからないとあかんといった場合、どういう職種の人をどのぐらいの期間、どういうふうに必要なかという議論であって、その後その個人的な問題になってくるので、そこまでは恐らく市としてなかなか立ち入れないですよ。
- (委員) 難しいですよ。はい、わかります。
- (部会長) 無理ですよ。だから、職種としてどういう職質が実際、必要かという問題になっていますね。
- (委員) 今、代表がおっしゃったように、もうやっている中ではすごく役立っているんで、このままというのが、はい。
- (部会長) だから、今出ているのはOT・ST、それから臨床心理士。
- (委員) 言語聴覚士さん。
- (部会長) STですね、ST・OT、それから臨床心理士。そのぐらいのチームがあればいいんですか。
- (委員) 支援学校ではいろんな肢体不自由の子などのことも考えて理学療法士、PTにも入ってもらっている、PTとOTとSTと臨床心理士にかかわってもらっています。
- (部会長) そのチームを3編成するのは、市としては可能ですか。
- (事務局) 可能かどうかですけど、まさに今、公立園を3園に、認定こども園へ集約させていただいて、公立の持つ障がい児の方々に対するセーフティーネットという部分で、今公立の役割を果たしていくべきというようなご意見を頂戴していると思います。我々といしましては、可能かどうかということになりますと、非常にいろいろ予算の制約、

また、人の手配等々ありまして、ハードルが高いとは考えてございます。

ただし、今こういった場を設けていただいて、ご議論をしていただいている部分を受けとめて、我々としてはそれをやはり市の施策として盛り込んでいって、子育て支援事業計画を着実に進めていくのが私自身の職責でもありますし、市の責務であるとは感じてございます。

したがって、すぐできますかどうかということになるとなかなか難しい部分もあるんですけれども、認定こども園も3園にさせていただき平成30年が1つのめどになってくるのかなと思いますけれども、その時点におきましては一定の人員的な部分をちょっとゆとりといいますか、そういった部分も生まれてくるような部分も我々としては考えているところでございますので、そういった部分を含めて、人の配置に向けても正規職員・嘱託職員、いろいろ方途があろうかと思っておりますけれども、そういった部分も含めた中で検討をさせていただきたい。

まずもってこの療育部会の中でご提言を頂戴して、それを受けて我々としては進めてまいりたいというふうな思いでございます。

(部会長)

わかくさ・わかすぎ園は、今出た4つ専門職員の配置は現状、どうなっているんですか。

(事務局)

現在、嘱託という形で専門職、訓練の先生方には来ていただいております。それぞれ先生方は、ほかの施設さん等に向け持ちでお仕事をいただいておりますので、現状としては言語聴覚士の先生はお二人、心理判定員の先生を5人、理学療法士の先生は4人、作業療法士の先生はお二人来ていただいておりますが、先生の来ていただける頻度がそれぞれ異なりますので、人数の多い少ないはあります。

(部会長)

あとお聞きしたいのは、こういう専門チームを作ったときに管理栄養士は要らないですかとか、保健師は要らないですかというのがありますが、その辺で園側はどうですか。逆に保護者として、どういう専門的なアドバイスが欲しいかという問題もあると思うんですけど。

(委員)

保育所などに通っている場合、わかくさ・わかすぎ園を卒園して保育所に行った場合が一番困るんですが、そのときに私ならば、保育をしていただいている環境で、先生方にどういうふうにしたらこの子がもっと伸びるかということ具体的に教えていただける形が、まず一番助かるんです。もちろん、ST・OT・心理士さん、それぞれ指示・指導していただける内容はそれぞれの専門になると思うんですけど、やはり欲を言えば、全ての専門においてですね。でも、私は言語とSTとOTが必要だと思っております。

もう一つは、市が巡回などしてくださっているんですけども、そう

いう現状をまず知らない保護者が多くて、先生にはこうだよと言ってくださったとしても、それが結局保護者に伝わってなければ、せっかくやっていたのに、園の中での共有はできても家庭での連携ができないのもったいないというのがすごくあります。保護者も参加するか、情報を教えていただくかという形が望ましいです。

(委員)

ST・OTは守口市だと受けられるところが保健センターと関西医大であるとか、高井クリニックがあるけど、なかなか受けられないのが現状で、足りていない。受けたいと思って行っても順番待ちがあって、半年待ちが現状なので。あと、そこで足りてないと感じるので、ST・OTは必ず必要かなと思っているのと、PTですけど、PTは結構、軽度の足の変形と言ったらちょっとあれですけど、バランスとかがちょっとどうかという子などを見てもらえるところがなかなかない現状があって、今私のお友達で2人いるんですけど、そのPTを受けたいと、市の保健センターでPTを受けるのに3カ月、半年待って受けた。

でも、まあ様子を見ましようということが多いんですね。でも、親としては早く今のうちから何とか、今何ができるのかというのがあったりして、PTで病院がどこかないんですかと言うたら、保健センターにないと言われたそうですよ。私としては知っているから、ないことはないだろうと思ったんですけど、そういう軽度なところで見逃されがちなのがあるんで、園で見ただけだとすごくいいことかなあと感じるんで、PTもぜひ、回数がやっぱり少なくてもいいから、ちょっと入ってもらえたらなあとすごく感じています。

(部会長)

何かほかにありますか。だから、今4つの職種が皆さんの意見から出ていますけども、この辺を中心に専門チームを作っていて、わかきさ・わかすぎ園はセンター・オブ・センターというか、3つなりなんりの専門チームを最終的にはまとめるという形も含めて、そういう形の体制を作るということで、わかきさ・わかすぎ園もそれでオーケーですよ。

(事務局)

なかなかこの場でオーケーと申し上げましても、その状況が果たしてすんなりいくのかどうかという部分もあります。ただ、今ご意見を頂戴しております、我々としても今いただきましたご意見ですけれども、非常に重要なことだと考えております。重要な施策であります。わかすぎを中心としまして、障がいをお持ちの発達支援の必要なお子様につきましては、やはり最終的には親御さんのお考えもありますけれども、地域の保育所・幼稚園へ行かれて、そのまま小学校へ上がられるケースもございます。そういったケースが多うございますことから、今おっしゃいました3園なりを拠点というような形で、その3



園がいわばそこで、そのエリアでもって保育所、また民間さんも含めた保育所、認定こども園、また幼稚園等々へいろいろ今のやっている巡回を手厚くして対応させていただきたいというふうな思いは我々としても今の保育園に添うような形で、今後ちょっと検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(部会長) それでよろしいでしょうか、最初は。何かつけ足して、何か希望とか何かあれば。

(委員) 1つ思うのは、例えば巡回保育で小学校なんかは巡回相談ということで子どもたち、特に教師側から見て何か手だてが必要なという子どもたちがやっぱり複数いるので、先日も巡回相談でチームを組んで入ってきてもらいましたし、親からの要望で、先生これ、何とかいい手だてがないかというときに、もちろん専門家の言葉ってすごく重たいので、またしっかりと考えていただけてるので呼び出すことがあります。具体的に一番は、3園に相談チームをポンポンポンと置いて、本当に機能するのかどうかよりも、実際のニーズはどんなものですか。わかきさ・わかすぎから要望があって、保育所等の訪問支援が多々、それとか巡回保育は年間どれぐらいの件数が出るのか。それ、要望としてあがってきていますか。

(事務局) 保育所等訪問支援は昨年度も、今年度も今ちょっと増えつつあるんですけども、昨年度5件で今年度は6件から7件には、まだちょっと確定ではないですけども、増えつつあるところであります。保育所等訪問支援は、障害福祉課で受給者証をとっていただいて、親御さんからの要望で受給者証をとっていただいたの訪問になりますので、ちょっとその辺でのお母さんの要求が普通にこう、ただ、うちで困ることがあって見に来てほしいということとちょっと異なりますので、その辺現状は訪問としてはとりにくいところがあるのかなあとも思っています。

(部会長) それは公・私立、認定こども園・幼稚園・保育所、全てを合わせた数ですか。

(事務局) そうです。

(部会長) ただ問題になるのが、やはり効率的にしていけないと難しくなってくる。予算だけがどんどんかぶっていくようになりますから、まずはこの件数が、ハードルが高いから件数が少ないのだろうとは私は思いますけれども、どうですかね。やっぱりまずは子どもの様子を見てもらう。見てもらって、どういう手だてが有効かを検討してもらって、バックしてもらう。その次にこの子にとってこういう支援が必要だから、言うたら派遣してもらうのか、そこに保護者と一緒に来てもらうのかという手だてをとっていくことになってくるんでしょうね。本来

は、今のまずどういう形でスタートするかですね。例えば、今のわか  
くさ・わかすぎのこの件数で、専門の方でこれだけ、もちろん複数の  
資格を取っている方もおられると思いますけども、実際に訪問が多過  
ぎて困ることはないわけですね。

(事務局)

現状で言えば、保育所と訪問に関しては現状、その6件、7件とい  
う形になっています。ただ、今その一人一人によって1回だけ訪問し  
て終わりではないので、その人について何回も訪問して状況を見て、  
親御さんと相談して、この子のこういう状態というのもあって、あと  
学校の先生、保護者、うちの相談員という3人が集まって話すとかい  
うものも複数回含まれています。ただ、一人一人という形で、全体的  
な延べではもっと増えるんですけども、1件1件を考えて、今言うた  
6件とか7件の申し込みという形になってきます。

(委員)

保育所と訪問支援は、国の福祉サービスの分でもよかったですね。  
その分だと、親が要望しないと来てもらえない、手続も結構必要で、  
受給者証とかも絡んできますので、それももちろん必要だとは思っ  
てんですけど、その保育所等訪問支援に来ていただけるのはST・OT・  
PTとかいったことではなく、児童発達の専門、わかすぎ園とかにい  
らっしゃる保育士さんとかが来て、幼稚園・保育園の先生方と親と子  
どもという形になってくると思うんですけど、個人個人を見なければ  
いけないんですけど、声を上げてじゃなくて、全体というか、園に1人  
とかそんなものじゃないと思うので、もうちょっと広く見てもらえ  
たらなあということですね。なので、ちょっと話が違うかなあと思う  
んですけど。

(部会長)

要はニーズの問題で、今の障がいの福祉という部分ではない軽い部  
分でのニーズがどれだけあるかというような現状が、かなりわからない  
部分があると思うんですね。だから、先生がおっしゃったような危  
惧もあるので、とりあえず1つの案としては、1チーム作って一遍1  
年間ランニングさせてみて、それでどれぐらいのニーズが掘り起こ  
せるか、逆に言うとニーズを掘り起こさないでだめだと思っ  
てんですけど、その辺で3チームをいきなり作ったらやっぱり予算  
的な問題もあるだろうし、数値、その辺の問題もあ  
ると思いますね。それは予算との絡みだと思っ  
ています。恐らくまだニーズが掘り起こ  
せてないと思うので、いろんな実  
際問題の保育・幼稚園課で巡回を  
やるときのどのぐらいの声が上  
がっているかというのはあるん  
ですか。この各園へ行ったとき  
に、何人ぐらいこの子はフォ  
ローしなくてはならないね  
とか、そういう話は出てくる  
んですか。

(事務局)

何人ぐらい。

- (部会長) 何人ぐらい、園ごとに。
- (事務局) 園によってちょっと皆さんさまざまですけど大体、最低でも二、三名から、多ければ10名ぐらい相談を受けることはあります。その中でST・OTが一緒に行くのではなく、別々の日に行って、一応子どもの様子を見ながら先生方に保育の仕方と言うんですか、環境の整え方や介護福祉がついていたら介護福祉の支援方法等を指導したり、担任の先生がふだん困っていることの相談を受けるとかいう形です。
- (部会長) その辺は市の考え方もあるだろうから、1つは予算の問題もあるだろうし、その辺は最終的にはどうするかというと、当座はどうするか、その辺は考えてもらえますか。
- (事務局) 今ご意見を頂戴しましたその中で、最終的に現状でやっている訪問事業とあわせて、どのような形で対応ができるのかという部分も含めて、それは検討させていただきたいと考えております。
- (委員) やっぱり保護者に向けてそういうプリントというか、そういう専門チームがあります、何か困られるようなことがあったら各園に言ってくださいというような文章が出てくると、親は言いやすくなってくるんですね。今までうちなんかは結構、先生方からちょっと見てもらおうやという話で、今年は巡回相談5件ぐらい、人数にしたら1回で3人ぐらい見てもらいますので、結構な人数を見てもらっています。これはもう先生方から、ちょっと見てもらおうという話になってくるけど、保護者の願いはもっと多くて、通級指導教室が小学校・中学校にはあって、支援学級に在籍していないというか、保護者の意識もあって支援学級には在籍しないけれども、何かサポートしてほしいという保護者の方を、実は3学期から隣接の学校に通級指導教室ができました。初めは親はそんなに要望してこないだろうと思ったんですが、ふたを開けると8人も出てきましたからね。だから親は要望をいっぱい持っている、そのためにはこんなものありますよとお知らせをして、市としては当初の予算から変えるのは物すごく難しいと思うんですが、スタートをしてもしそういう要望が多かったら随時補正予算からかもわかりませんが、予算を確保して、人をつけていただくような形で進めていってほしいなと思います。
- (委員) 今日のお話の中で3番のお話、2番のお話にも関係してくるかもしれないですけど、私立保育所に息子を通わせている親の身としては、この間からまたここに書かれている5歳児健康診査がうちの息子にあったんですけど、結構心配なことを書いたわけです。それで、もちろん見た目とか何かはないんですけど、それに対する答えがこの間やってきて、すごく簡潔に心配ありませんと書いてあったんですよ。それは安心していいのか、ちゃんと見てくれているのかよくわからない答

えだったわけですよ。だからそういったところ、僕でさえその答えに対してじゃあもう一回どこか行こうとか、誰に聞いたらいいと、こういう部会とか委員会に参加させてもらっている僕でさえ、その気持ちは日々の仕事とか何かに追われて、気持ちが持っていけないのに、こういうことに関していろいろなことで難しくて子どもに対しても余り目が向いてない親にとってもっとこう、ハードルが高いと思うんですよね、相談しに行くのは。

それで僕、先ほどの保護者のニーズをもうちょっと把握するのに一番いいのは、専門家もちろん、その人が巡回するのも大事ですけど、保育所のクラス懇談をもっと増やしてほしいんですよ。単にそれで先生に言うチャンスが起こって、いつも僕らお迎えとかに行っても、もうクラスの担任の先生はいないですからね。もう薄暮保育とかの臨時教員の人しかいないからああ、この人に言ってもまた伝わらないとか、すぐ思うし、それが今は年に2回しかないんですよ、公立保育所のクラス懇談は。

それを単にもう一回増やすだけでも、それは多分そんなに予算がかからないことだと思うので、ちょっと担任の先生の負担は増えるかもしれないですけど、もう少しクラス懇談の回数を増やすだけでも随分と担任の先生に直接言える時間なり、機会なりが増えるんじゃないかなと思うので、それは何か今後の支援計画にちょっと増やしてもらったらなあ。専門家じゃなくても僕はいいと思います。

(委員)

ちょうど今、専門家じゃなくてもいいですよというようなことともちょっと関連するんですけども、支援学校はセンター的機能とって、地域の支援教育力を上げようというようなことで、地域の小中学校とかでご相談があると校内にいる支援教育の専門性の高い者をコーディネーターと位置づけて、そのコーディネーターが巡回指導をしていくんですけども、幼稚園に対しても、守口市の公立幼稚園4園には年に2回ほど要請を受けてお伺いしていて、年に2回ずつ8回行っていて、6月と10月に大体行っているということですけども、1回に五、六人、園で気になるお子さんをまずは行動の様子を見て、今後の支援が必要じゃないですかという日々の保育の、要は日々保育されるのは先生方なので、日々かかわる先生たちへの指導方法をお伝えして、そのほかにPTとかOTとかSTとかの指導が必要があれば、そういうことはまた受けたらどうですかとアドバイスをするというようなことをして、また10月に伺って、その半年間の指導はどうでしたかというような子どもの様子を見て、午後はその担任の先生と話をするというようなシステムでやっていっているんですね。

ただ、それは公立の幼稚園だけですけども、多分保育所とかに行

かないのは、わかすぎさんとかで行っておられるからかなあというようにうちのコーディネーターは言っていたんですけども、そういったようなシステムで、要はちょっと気になる子を専門チームというよりも、何かわかかさ・わかすぎ園とか、児童発達の専門員さんですかね、そういうような方が日々の指導も含めて見られて、そのほかに必要があれば巡回、専門的なPT・OT・STとかのチームが行くとかいうような2段構えであるとか、支援教育を支援学校の中や、地域の小中学校とか高校の中で広めていくために、校内に支援教育コーディネーターを示したというところから始まったんですね、高校とかで高めていくという意味では。

そういう意味では、これから幼稚園とか認定こども園とかでも広めていくにも、校内で支援教育のそういう核になる人が1人いると、支援教育だけじゃないかもしれませんが、そういうところがあって、校内でも園内でもそういうことを話し合えるちょっと小さいチームがあれば、そこに周りの先生たちから気になる子をあげてもらって、巡回チームを作るのだったら巡回チームとかにつないで来てもらうとかいうようなシステムとして何か作らないと。外側のシステムを作っても、園の中に何かそういう中心になるものがないと広まっていかないうところがあるんじゃないかなあと思います。

(委員)

軽度のことをおっしゃっていましたが、かなりお母様方は、ばらつきがありますけれども、自分の子がおくれているんじゃないかということをお話をする相手がないと、先ほどおっしゃっていましたが、そのときに私、そういうものなんかは毎月ですけど、このごろ子どものことで気になることはありますかというアンケートみたいなものをそれぞれのお母さんに出すんです。そうしたら、上の子は気にはならないけど下の子は言葉がしゃべれない、何か1歳検診とか保健所とか行かれて問題にされた。どうしたらいいでしょう。そういうときは、教育相談員をずっと何十年もしてますから来ていただいて、お話を伺ったりしたらおばあちゃん、お母さん、お姉ちゃん、お姉ちゃん、お姉ちゃん。下が坊やです。何にも言わなくても全部そろ。そのことを保健センターでも言ったら、でも発達機能的にどうかはわからないから、病院へ行って、発達機能を見てくださいと言われて。総合医療センターに行けば、発達機能は何も問題はないと、多分環境のせいであろうということをおっしゃった。

じゃあ園長先生からのアドバイスとしたら、やっぱりお母さんともっと、お姉ちゃんとかとその坊やをしゃべらせる環境に置いてほしいとか。

だから、今おっしゃった発達コーディネーターはやっぱりおらない

とだめですし、一方通行でおかしいじゃないですかとかそういうことを言うと、お母さんから言ってくる言葉がなくなってしまうので、やっぱり拾い上げてあげる、このごろちょっとおかしいんですというようなことを、きちっと物が言える。そういうシステムを、例えば市の中で、先生がさっきおっしゃった2回とか4回とか、それぞれの園で親が子について相談をしてくるようなシステムも作っていいと思います。そしたら、その専門的な方の一歩手前で、私の場合だったら例えば、この方は何々行の言葉が少しおかしいから、歯科検診で見てもらったら舌下症だったのが長くひっついて、だから言いにくいから、小さい間に軽く切って手術をしたら、何々行はちゃんと言葉が出ますとか、そういうことをいろんなことをサジェスチョンをしていただく。それから、総合医療センターなんかだったら、いろんな意味でお医者さんもかかわってくださるので非常にアドバイスが的確である。それを聞いた上で幼稚園の保育にも、支援計画を出しますから。だから私には巡回、この間も5歳児検診とかで来てくださったりしますが、何も問題を親が言ってこないからといって、こっちは別に安心して居るわけじゃなくて、日々の中でちょっとおかしいん違うかなって思うようなことは、親御さんにこっちから物を言いますし。

反対に親御さんが、このごろすごく反抗的なんです。今までそんなことはなかったのに、何でも物を投げます。とかね。

そういうことを簡単に言ってくることから何かが始まるんじゃないかと。

(部会長) 先生、できるだけ早くやってください。お願いします、今日は時間が無いので。

(委員) 環境の原因があって、ある場合もあるので。基本的に。

(部会長) だから結論としては、要は2段階するのに何かする必要があるかという、それが結論ですね。

(委員) そうです、そうだと思います。済みません、長くて。

(部会長) だから、専門チームはやっぱり個別というか、専門性が高くなるから、恐らくコーディネーターなりなんなりが必要だと思うので、その辺も含めて。それで、各園に対して責任者というか、そういうコーディネーターを園に置くのであれば、その辺をどうするかは今後の課題だと思うので、その辺ちょっと予算も伴うので、市で考えていただけますか。

ちょっと先へ急いで済みませんけど、今日はせなあかんことが結構あるので。

(部会長) ランニングさせながら恐らく修正をかけていかないとだめだと思うんですけど、そうやって守口方式を作っていくとだめだと思うの

で。それで恐らく2番目、3番目のことと非常に密接にかかわってくると思うので、2番目、3番目の話をちょっとさせてもらって、そしてまた最終的にいろんな話をさせていただければと思います。

2番目は保護者理解、保護者教育の問題です。

保護者とのいわゆる情報の共有を含めて教育をすることに関して、今具体的に各園でどういうふうなことをされているか、ちょっと情報をいただきたいと思うんです。

何かありましたら。

(委員)

私のところに限ってですけれども、先ほど懇談会をしてほしいというようなものがありましたけども、うちの場合は年に2回、個人懇談をしています。個人懇談の中で気になることとか、お母さんからの気持ちを聞き取るとか、必ず個人懇談をするということですけど。

まずは保護者とのコミュニケーションをとらないと、次に進んでいかなないと思うんです。だから、その辺は今こども園ですけれども、前々からのスマイルサポーターがおります。これは地域の子どもの子育て支援とか、両方の意味を持っているんですけども、スマイルサポーターがかなり訓練をされてきまして、保護者との連携を持っていっている。

そこでしっかりと保護者との関係がとれれば、徐々に気になる子とかそういう話が出てくると。だからうちの園に限って言えば、余り保護者とのトラブルはないと。まずは保護者との関係をよくしようと。それをやっておかないと、突然ちょっとグレーの子どもさんに、ちょっとおくらせていますよとか、言葉がおくらせていますとか、そんなことを言っていたら、保護者がかえって子育てに自信をなくしてしまうようなところもありますので、どんなにしているとかいうことをさっきも聞いてきました。

気になっている子、それから1歳半検診とか3歳児検診とか行ってきたら、必ず報告をしてもらう。その中で、お母さんから、ちょっと言葉がおくられていると言われましたとかそういう言葉が出てくると、それに対してサポートをしていくと。そしてまた巡回の先生が来てくださったときに、気になっていたんですけども、こういうご指摘がありましたとかいうことで相談に乗ってもらっている。

まずは本当に、保護者との連携かなあと思うんです。だから、特別こうしているとかいうことではないですけども、その中で個人懇談をすることによって、かなりいろいろ内の悩みとか、ちょっと今、家庭の悩みとかそういうものが出てきます。

それを踏まえて、子どもさんがちょっとこのごろいらいらしているとか思っていたら、やっぱり家庭の中でちょっといらいらがあった

とか、そういうものが出てきますので、じゃあそういうことを踏まえて子どもさんにサポートをしてあげようとか、そういうようなことをやっています。大体気になる子どもさんは、支援を出すでしょう、この子が気になりますとか、その中で市から巡回で来てくださったら、ピックアップしてみてもらうとかそんなことです。そして、それをしたら、ちょっと今日、巡回の先生が来てくださってねえとか、こういうふうにしたらいいと言っていたよとか言うて、とにかくお母さんらの気持ちをほぐす方向で、そこでぶつかってしまったらもう絶対に次へ進めませんので、そんなところ、専門的とか言うわけじゃないですけども、うちの園としては保護者とのコミュニケーションを第一に考えているということ。

ありがとうございました。

(部会長)

何かありますか。

(委員)

同じです。私のところは、毎月教育講演会もしていますし、親のアンケートと言うとおかしいですけど、おかしいことはありませんか、気になることはありませんかと、何でもお書きくださいというようなことを言うんですけども、非常に落ちつかないで何か急にうろろ、うろろして人の物を欲しがったりというようなことがあったとき、子どもに聞いたら、子どもは子どもで、お母さんとお父さんがけんかをする、お母さんはお母さんで離婚しようかと思っていますとかいうような話が一致したりすることがあるんです。

そうしたら、結局それは障がいではなく、環境のせいで子どもに影響を与えているということですから、躁鬱もそうですけども、子どもが自閉的な傾向に入って、何でかなと思ったら、両親のどちらかが鬱でというようなことがあります。だから、その程度のレベルならば私どもが勉強してきた中で、親とウエル・コミュニケーションをとって、やっぱり私たち自身がどういうふうにかこの子を指導していったらいいかというときに、家庭で足りないものを補う形で、ですから今先生がおっしゃった、それが一番だと思います。

だけど、それ以上のことになってきて、やっぱり多動とかアスペルガーとかいろいろ言われて、そのたびに本を買って勉強をしてまいりましたけれども、やっぱり臨床心理士の先生で、そういうことを特に重立って勉強をしておられる方とかのお話を聞くと、やっぱり少しこういう方のアドバイスを聞かないと、親御さんを納得させるのは難しいなというようなこともあります。学校へ行ったら、それこそひまわり学級とか、何かそういうところへ急にぽんと入れられたりするので、またそこで泣いてきた親の応援をするというような基地がやっぱり園には必要かなと思っています。



(部会長)

何かありますか。

(委員)

おっしゃったとおりで、それが土台になると思うんですけど、情報の共有としたら、ちょっと保健センターとつながっていたら保健センター・保護者・保育所と一緒に3者かな、保護者の理解のもとで話し合いをして、こうやっていこうかと、一緒に手だてを考えていく方向をやったり、あとは個々にちょっと話をする場を多く持つようにちょっとこっちが気かけたり、心配したら話をして「ちょっと今度はお母さん、この時間だったら、話ができるんだったら話しましょうか」という場面をなるべく多く持って、ちょっとお母さんの話を聞く形で、その中では情報をもらったり、これから一緒に考えたりしていくところ辺は行っています。

(部会長)

何かありますか。

(委員)

幼稚園の場合も、入園するに当たって以前に、療育でわかきさ・わかすぎ園とかに通所されている方は、そこで情報の共有ができるんです。いろいろ申し送りもありますし、ただ2年の中で家庭からいきなり入園する場合のお母さんに限っては、なかなか情報がちょっとつかめないで、そこはちょっと悩みですけど、入園するに当たって説明会のときに保育・幼稚園課、学校教育という方に来ていただいて、そこで教育相談を設けています。そこになかなかお見えにならない方は、子育て支援の中の交流という、園に数回来てもらうときがあるんですけど、その中で本当にお母さんとお話しして行って、この子のために何が一番いいのかなということは話ができる。

そしてまた、今通園してる子なんかは、日々毎日、それぞれ幼稚園なので送り迎えも保護者の方なので、やっぱり保護者の方は担任の言葉を担任の口から聞くのが本当に安心されるので、幼稚園の場合は2回来ていただいて、そこでお母さんとも情報の共有ができるんじゃないかなと思っています。

(部会長)

今お聞きしたのは、要は個別のことですよ、基本的に。そうすると、保護者対応といった場合に個別対応ともう一つ全体対応があると思うんですけど、要するに逆に言うと、市として一定以上のレベルを保とうといった場合に、要するに個別というのは全体対応として保護者に対してどういうサービスというか、保護者に対する教育というか、知ってもらいたいことに関して、何か必要ですか。もう今の状態だったらそれこそ、今4人の先生方の話を聞いているともう個別対応、コミュニケーションだけをやってれば、それで。

(委員)

いや、そういうわけでは。

(部会長)

わけではないというぐらいわかるでしょうけど、だから、そうやってしまうから、市として保護者に対して療育・保育ということに関し

て最低限度どういうふうなことをサービスとして情報として共有のためにやっていったらいいかに関して、何かご意見はありますか。

(委員)

特にグレーのお子さんとか、ちょっと心配だなというようなお子さんをお持ちのお母さんとかって、発達障がいという言葉自体も知らない方が多いと、まだ。聞いたことはあるけど、どういう子のことを指すのかを知らない方もたくさんいらっしゃると思うんですね。私も発達障がいという言葉聞いたのが、何となく聞いたことはあったけど、どんなことを指すのかとか全く知らなかったですし、子どもが検診でひっかかったのが2歳ぐらいのときだったんですけど、そのときに初めて何でおくれているのかを調べ始めて、そこで発達障がいという言葉初めて知って。当てはまっていること、当てはまっていないこと、いろいろあったりして、発達障がいについて知る機会を、ちょっと療育・保育という中の話ではないですけど、検診とかそういったときとか、ちょっと小さい段階で学ぶ機会を作ってほしかったなとは思いません。

うちの子は双子で、男の子で2人とも、1人は発達障がい、もう1人はちょっとグレーかなという感じですけど、2人とも多動で、元気のいい男の子だと思っていたんです。それを、人によって受けとめ方だと思うんですけど、それをずっとわからないまま、まあ、いいだろう、まあ、こんなものだろうというふうに過ごしていくのか、そこで私の場合、発達障がいを調べたのでわかったけど、そのまましんどいまま、すごく育児で大変な思いをされている方、悩んでいる方がいらっしゃると思うので、勉強する機会を親にも作ってほしいなという気持ちがあります。

(委員)

子育て支援センターなんかでそういう研修なんかはしていないですかね、わからないですか。親向けの、わからないですか。

私はあったほうがいいと思います。ただ、保護者がそういうことに気をつけている方は来られる。その人数はあまり多くないかもわからないけども、やったほうがいいと思います。

あとね、保護者が自分の園へ個々に相談される場合もあるし、ちょっと相談しにくいなというときに電話相談でもいいですよ。そういう教育相談、まずはそういうところ、現在は。

(部会長)

電話相談の窓口とか、そういうものは実際問題、現状であるんですか。市として。

(委員)

というか、広報をしていないとだめですけども。

(委員)

だから私たちは全部、相談窓口を置かなければいけないですね、相談事業として。

(部会長)

ただ、その園として置いていても、やっぱり今言われたように、そ

こへ相談しにくい場合があるじゃないですか。直接的な形。

(委員)

直接相談。それに応じて、私らの手に負えないとか。

(部会長)

いや、じゃなくて、保護者側からすると、園に言えない場合があるんです。

(委員)

学校なんかもそうですよ。

(部会長)

そうそう、だから絶対、園には言えない場合があるんですよ。だから園がやっていますというのは、それはそれでいいですけど、別の窓口が絶対に必要ですよ。こういう相談事業では、全体的に。

(委員)

ああ、はい。

(部会長)

だから、そういう事業が市としてあるのかどうか。それで、それが現状どういうふうな。逆に言うと、それを保護者の方は知っているのかどうかということだろうし。

(事務局)

すみません。療育という部分に特化してという形はないですけども、子育て支援センターが開設されまして、そこでさまざまな子育てに関する問い合わせ、またご相談を受けさせていただいている状況でございます。また、子育て支援課の中に虐待ですとかネグレクトの部分ですとか、そういった部分の問い合わせについてもケースワーカーがおりまして、そちらへ保護者の方々からお電話が入ったり、また近隣の方から緊急時の場合には電話が入って、それに対してまた市といたしましても子ども家庭センター、府の施設でございますけれども、そこと連携を図りながらそういった重大な事態に至らないような形での対処はさせていただいているところでございます。

(部会長)

逆に言うと、子育て支援センターの存在を皆さんはご存じだろうか。

(委員)

一応知っています。

(部会長)

それは知っていると思う。遠いなと思う。

(委員)

漠然といった形です。漠然としていて、子育てセンターと、ネグレクトとか虐待とかいって書かれていたら、ああ、そこに電話をしたらいいんだなとわかるけど、発達のおくれとか幼稚園でのこと、自分の子どものおくれとか障がいについてのこと、子育て支援センターに何でもご相談くださいという感じだと思うんですけど、今だと。ここにこういう相談していいのかなとか、具体的な例がないので、ちょっと何かわかりにくくて、ここでいいのかという問題があるかなと思います。

(委員)

市として、保護者支援で全体対応できることは何か考えたときに、まず保護者が、今お話しになっている内容と一緒にですけど、手をあげる場所がまず1つ要と思うんです。それが、その電話対応の場所でも何でもいいですけど、アンケートでも何でもいいですけど、まず困っているんやということとどこに言えばいいか、すぐわかる場所

がまず1つあれば、それを拾い上げられると思いますし。

もう1つ、積極的に手をあげてくれる人はいいんですけど、そうじゃなくて、わからないとか、何なら認めたくないとかいうような人を拾い上げていく場所がやっぱり要ると思うんです。

小さい子どもであれば、通園していなければ先ほどの支援、保健センターの検診でしょうし、通園するようになれば園ですけど、その部分がすごく難しく、先生方が悩んでいらっしゃるように、直接、あなたの子ども、おかしいんじゃない。と言ったときに、ちょっと難しい問題が起こるといふふう。そこが、今回用意しようというふうなサポートチームであったり、何か言うところ、外部機関から言ってもらって、どうなんだというふうにしていくことが重要だと思うんですが。何にしても、その連携がとれていないと難しいなというのがありまして。

うちの子どもは3人目の子に障がいがあるんですけど、2人目も5歳児検診でちょっとどうかなというふうな感じで相談させてもらったんです。そのときに、保育所へ心理士さんとかOTさんとか来ていただいて、きっとグレーだなという感じだったんだと思うんですけど、結局、保育所の先生に全体的な、こんな感じですよということは、その保健センターの方かな、ちょっとわからないですけど、5歳児検診の専門の方に見ていただいて。私が実際に行って、そこで相談、いろいろ話を聞いて。結局、そこで1時間ぐらいかけて相談した内容は、結局保育士さんには伝わらないので、私がまた行って、こんなことを言われたんです。と言って、じゃあ、こんなふうにしていきましょうか。と。それで、その市から送られてきた書類も、どんな書類が送られているのか先生は知らない。

だから、どんな書類ですか。と言われて、じゃあ、持っていきます。と言って、こんなふうなことです。そしたら、私はこうやって相談しますが、やっぱり相談しないまま、そのままになってしまう方もいらっしゃるだろうし、拾い上げていく、ちゃんと連携もとった上でやっていくことが大事だなと思いました、市として。以上です。

(部会長)

どうでしょう。

(委員)

連携というところら辺では、今は保健センターさんとか、わかすぎさんとかは親の了解があって、こういうことは言っておくねということで、直接、話ができるような関係がすごく今できているので、そういう部分をもっとやっていかねばならないかなというところら辺と、あと手をあげる場所というところら辺では、前も私、自分も行ってたんですけど、相談係は18歳までの相談なので、そこら辺でも虐待ばかりではなくて、そういう、子どもがこうなんですと言って、そこに

相談すれば、その相談員がまた違う部署に相談をかけて話し合うこともできるという、それも1つの窓口じゃないかなとは思っているんですけど。

(部会長)

市民の目線から言うと、ある意味で福祉もありこっちもあり、いろんなところがあるから、窓口がいっぱいあると、逆に言うと相談窓口はどこですかということになるんですよ。

今、例えば介護とか老人、高齢者福祉なんかの場合だったら、恐らくケアマネジャー1人がポーンといて、コーディネーターをしてくれて全部やってくれるんですよ。だから療育に関しても、恐らくコーディネーターがポーンといて、その人に聞けば何でもかんでも全部コーディネートしてくれるという、そういう組織ができれば本当はいいですけど、そういう人が、後の3つ目にもありますけど、要はその人のカルテを管理して、どういうふうにするかという。

だから、市として1つのコーディネーターを作って、その人がきちっとサポートする。それで、その人に連絡がつくようなシステム、電話相談なりのシステムを作ってしまうと、非常に統一的でシステムチックになるんですけど、だから、そういうことができるかどうかですよ、恐らく。

だから、今、言ったら悪いけど、福祉は福祉、療育は療育、それでグレーのときはどうするのという、そういういろんなところがばらばらで機能していて、保健センターは保健センター、そんないろんなことになっているから、全体を統一して、どこの窓口に行けばいいのかが1つきちっとあって、それをきちっと市民に広報活動ができればいいと思うんですけど、その辺、市としてはどうですか。

(事務局)

平成27年の3月ですけど、子ども・子育て支援事業計画を作成させていただきました、守口市子ども・子育て会議の中で。

その中で当初、新制度を迎えるに当たって、利用者支援事業というものがございました。それについて、平成27年度は保育・幼稚園課、また平成28年度から子育て支援課ですか、当初は保育・幼稚園課で一応、専用ダイヤルを設置いたしまして、そこへ職員が張りつくような形で、やはり利用者支援事業でございますので、主には保育所、幼稚園、また認定こども園への入所の関係が一番多い問い合わせではございましたけれども、そういった形での対応をとらせていただいていたところですよ。

また、子育ての相談、子どもの悩み事相談という部分については、現状ですけれども、先ほども申しあげました子育て支援課で対応させていただいているところですよ。

新たに広く市民の方々、子育て世帯の方々にPRしていきたいとい

うような形で今、市でもこういった、いろいろ冊子をその都度作らせてはいただいているんですけども、冊子だけではなかなか、通常持ち歩けないですとか、やはりご連絡するところが、どこに何が書いてあったかというようなこともあろうかということで、現状、市の広報広聴課で、これは課題となっておりますけど、アプリが非常に今、携帯、またスマートフォンの普及、また若い方々についてはそういった部分の利用が非常に多いこともありまして、そういったアプリを活用した形での広報活動を進めていきたいというような形で、今、市でも検討させていただいているところでございます。

今どこを窓口にと、一本化というような話でございますけれども、利用者の支援という部分につきましては、今のところ保育・幼稚園課の利用者支援事業で所管をしておるんですけども、これも3月、間もなく、また来年度の新体制を組んでいくというような形になってございます。

(事務局)

本年度は子育て支援課で。

(事務局)

本年度は恐らく子育て支援課です、平成28年度は。

(事務局)

去年はうちです。

(部会長)

中でもわからないという。だから市民はわからない。

(事務局)

本当は今年度から、平成28年度から子育て支援課で子育て支援の事業の利用計画、子育て利用者支援事業ですか、のほうも保育・幼稚園課から、子育て支援課へ移させていただいて、現状、子育て支援課でそういった問い合わせについては一本化しておるのが現状でございます。すみません、ちょっと1年ずれておりまして、えらい申し訳ありません。

(部会長)

だから、そういう窓口の一本化と、それから要は情報の共有とかそういうことをして、きちっと保護者へフィードバックがかかるようなシステムをどないかしてやっぱり作らなければならないと思うんですけど。

それともう一方は、最初にもありましたように、保護者の方に講演会なりなんなり、勉強会なりをしていかないといけないと思うんですけど、その辺は実際どうですかね。

市がやってくれるんだったら受けますか。

(委員)

機能するかどうか。

(部会長)

園ごとに、例えば市が出前講義みたいなものを作って、年に1回、2回ぐらい。そうすると予算の問題も出てくるだろうけど、療育なり保育なりに関する、そういうものをやるのが必要かどうか。

(委員)

必要。

(部会長)

あったほうが。

- (委員) タイミングですね。何か、もう幼稚園に入ってからやるよりも、知識として先に持っていたほうが良いと思うんです。
- (委員) 先ですね。
- (部会長) だから逆に言うと、2歳児とか1歳の人たちに対してそういう。
- (委員) そうですね、2歳、3歳ぐらいが良いと。
- (部会長) 逆に言うと、そういう時期に。そうすると幼稚園、保育園へ入る前の時点での、とすると、それはどこがするの。
- (委員) 一番効果的なことを考えると、検診のときにまずお知らせをすることでしょう。1歳、3歳ですか。
- (部会長) だから、3歳だったら遅いんですよね。
- (委員) 遅い。じゃあ、1歳ですよ。ただそうかといって、もう実際に保護者はそのときに大丈夫ですよ、何も無い。と、今のところ、おくれもないですよ、順調に育っていますよ。と言われたら、もう言うたら、そこで1つ吹っ切れてしまっているの、なかなか行けないですね。
- でも、心配したほうが良いですよ。というのも変な話ですから。だから、市として啓発はしますよと。それで、強制的に来てくださいと言うことは、これはほとんど無理な世界だと思いますので、しっかり啓発をしていくしかないのかなと。その部分でいくとね。
- あと3歳児検診とか、今言った5歳児のところになってくると、いろんなことがわかってくる。そのときには再度、こういう相談窓口がありますよと。こういうふうに対応できますよということをお知らせするようなプリントを渡したほうが良いですね。
- (部会長) だから、検診とセットで講演会なり窓口なり、要するにそのフィードバックがかかる、そういうシステムをセットで作る。だから、検診プラスアルファのセットをどないかして構築していくことが必要だという、そういうことですかね。
- (委員) むしろ、今、母子手帳を見ているんですけど、母子手帳を渡すときに何かチラシと一緒に渡すとか、何かそういうことも。母子手帳、絶対に妊娠したらもらえますもんね、もらいに行きますもんね、とか。あまり書いていないですからね、そんな発達に関してね。たばこを吸うとかは書いていますけど。
- (委員) 私のところはわいわいガヤガヤクラブというのを、私、20年前に来たときから120組の親子さんが来てくださって、子育て支援、無料でした。毎週やっていたんです。そのときに、私、国立循環器、心臓の病気にずっとかかっていたものですから、何か小さい本が何冊も何冊も、次から次出てくるんですよ。そういうものを読んでいたら、小児の心臓病についてとか、呼吸についてとか、いろんなことが書いてあるものがあって、子どもの分、たくさんもらって帰ってきたんです

けど、そんな外にある、勝手にコピーをしたらいけないのかもわからないですけど、こういうことが気になる場合はご相談くださいとかというのを書いて、結構たくさん。そしたら、最近、もう心配性のお母さんは別にそんなの、心配することはないのにとすることも聞いてこられるんですけど、むしろ、そのほうがお母さんにとっては、先ほど、元気な子は多動か、ほんまに元気なんかがわからないとおっしゃった。その薄い子、何というんですかね、紙一重のところら辺で、この子は少し障がいがあるとか、障がいがないとかいうことを心配なさるお母さんのお気持ちには、先ほどおっしゃったようなそういうものがね、冊子がとても役に立つと思うんです。

それからもう1つ、先ほどおっしゃった、真ん中でコーディネーターができる、いろんな情報が入ってきて、それがうまく、また発信できてというのが。それは本当、夢みたいな話でね。人間というのは、隠したい人もいますよ。言いたくない人もあるんです。みんなに言われていても知らん顔をしておられて、子どもが学校へ行ってからいっぱい見つかって、親も子も泣いて、また戻ってこられる。もう、私なんか本当に人生相談者かなと思うぐらい、いろいろと話、振り返ってくるんですけど。

その1つの大きな基地を作る以前に、やっぱり何でも抱え込んでいるところを助ける手だてを考える。これだったら臨床心理士に助けてもらって、これだったら小児科のお医者さんに助けてもらわなければいけないという、そういうシステムのなところら辺だけを構築していただく。やっぱり、それを先ほどおっしゃった各園なり場所なりでコーディネーターをきっちりと設けると。いうふうなことのほうが大事ではないですか。やっぱりシステムはすごく大事だと思うんですね。

今、保育士さんは必ず相談員とかいう国家の資格をもらわなければならないです。だから、その授業も結構細かいですけど、公的なものをどういうふうにするかということも書いてあるんですけど、親はなかなかそんなところへ行きません。自分の近くの人で何とか助けてもらえたらというふうに。助けられるものはいいですけれども、助けてあげられないことは、やっぱり公的な機関に行って援助していただくことが大事ですから、システム作り。

(委員)

情報をいつ渡すかということですけど、私だったらですけど、母子手帳をもらうときにその生まれた後の発達のことでちょっと気が回らないと思うんです。それだったら、守口市は生まれた後に、1か月以内に保健師さんが来ていただけますよね。そのときに何かいろんな相談が、家まで来てもらえるので。そのときにだったら、そういうプリントを見れば、何か発達で大丈夫かなとか心配になったらここに



電話をすればいいんだなって、発達ダイヤルみたいなね。何かそういうものがあれば、そのときに教えてもらうのが一番早いタイミングとしてはいいんじゃないかなと思いました。

あと、その後4か月検診と、後期検診は各病院に行くのでちょっと一斉にはできないだろうから、4か月検診と1歳半検診とか、そういうときに情報としてお知らせしてもらえればいいんじゃないかなと思いました。

(部会長)

そういうシステム作りはできますか。だから4か月とかそういうときに、要するに1歳検診のときにそういう冊子を出すとか、何かそういうフィードバックがかかる窓口を作るとか。

(事務局)

目がみんな、こちらに向いてきたので、私からお答えしますが、去年度ぐらいから4か月検診のご案内、全数、戸別に通知を出しますので、そのときにお手紙を1つ、これからの検診についてということで4か月検診はどういうところを見ているのかとか、後期検診はどこを見ているのか、1歳半は言葉の始めとかそういうところを見ますよ、3歳半は集団に向けての力を見ていきますよというような、ざっくりしたものですけれども、そういうリーフレットを作らせていただいて挟むようにはしているんですね。

だから一旦、4か月検診のときには、あ、保健センターというか守口市ではこれだけ検診があって、こういうことを見てくれているねんというのはわかるようにリーフレットを作成しました。

また、同じように1歳半検診のときにもリーフレットを入れさせてもらって、1歳半はこういうところを見ますよということを書かせてもらっています。また今、5歳児検診のときにはこういうことを見ますよということで、かなり詳しい説明書を入れさせていただいて、発達障がいという言葉も触れたものも入れて、通知は出させてもらっているんですね。

1か月のときの新生児訪問に関しましては、全数を保健師が行けているわけではないんです。民生委員さんにもお手伝いいただいて、民生委員、助産師、保健師、あとは看護師、手分けをして全数把握ということで訪問には行かせていただいているんですけども、どちらかというと、この全戸訪問は虐待に関する法律のもとにやっているものとして、安否確認と言ったら変な言い方なので、お母さんには失礼ですけども、無事1か月乗り越えていらっしゃるかな、そのときに大きな不安はないかなということをまずお聞きするところで、民生委員さんには、こういうふうに言うていたよということをお知らせいただいて、そこから保健師がアプローチを始めることもあります。

最初から特定妊婦さんのように、妊娠中から不安を持っているお母

さんに対しては直接保健師が訪問をして、そこからかかわって、妊娠中からずっとかかわっていくことをしてはいるんですけど。

どうシステム化していくかというところになっていくと、今は私たちができるところはやり始めている段階で、相談窓口に関しても大方は保健センターにはお電話が入ってくると思うんですけども、言葉についての発達のおくれについても、今のところ保健センターには割とよく電話はかかっています。

ただ電話がかかってこないお母さんは、統計をとったわけではないんですけども、保護者同士で解決されている方が非常に多い。だから、保健センターで言葉がちょっとゆっくりと言われて、ということを守護者のお母さんたち、同じ年代のお母さんたちにご相談されて、いやいや、うちのお兄ちゃんもおそかったよ、ということで、大概は何ともないというふうに理解されて次の、2歳の歯の健診を迎えられるような形が多くて、なかなか専門家のところに相談へ行くというのが、ハードルが高いように思うんですね。

ネットで調べてということも多いと思います。5歳児検診のスキップのところでもひっかけて運動機能を見ているんですけども、スキップの何が悪いねんというようなのでネットで見たら、いっぱい出てきます。そんなことで保健センターへ行く必要はないよとかいうこともたくさん出てきます。検診でこう言われたけれどもってネットで見てみたら、ああ、そんなのよく言われるけれども、うちの子、順調に育っていますとか、というようなこともたくさん書いてあって。割と、こちらが少し指摘してもなかなか結びつかないことも多いというところ辺で。

そういう意味ではネットを含めて何かできるようなこと、先ほど言ったアプリですけども、アプリなんかも使ってやるのも1つの手かなと思ったりはしています。

(部会長)

ありがとうございます。

だから、現状は検診に対する説明は結構されているけど、検診の後のフォローに関してとか、質問に対しての窓口が、今のところそんなにないわけですね。

だから、その辺をどうするか。それで、検診に来られた方に対して講演会をするなりということもまだできていないわけですよ。だから、その辺を含めて、どうするかを今度、守口市の課題の1つだと思うんですけど。予算も伴うだろうし、するんですけどどう思いますか。

(事務局)

検診とセットで講演会というところございますが、現状、先ほどからのお子さんができて母子手帳の交付に行かれるときに、これは配っている。

(事務局)

入れております。

(事務局)

その際には、これは平成 28 年の 3 月に子育てガイドブックという形ですけれども、こういったものを作成させていただきました。

これは、例えば子育てに悩んだらどこへ相談したら良いのかというようなことで、市の窓口、子育て支援課でございますとか、先ほど申し上げました利用者支援の担当窓口というところも電話ですとか、どこまでの子どもさんを対象にしているとかというようなものも記載させていただいています。あと、障がい児の方々への支援については、わかきさ、わかすぎ園が担当している。また、放課後等デイサービスはどこが所管しているかというようなこと、どういったものを行っているというようなことも、ちょっと平成 28 年に一覧でまとめさせていただいたものがございます。これを今、お子様ができたら保健センターで母子手帳を交付する際に配らせていただいて、市民の方々に啓発をさせていただいているところでございます。

そういう形で窓口について、子育ての部分については子育て支援課、また検診、そういった発達のご相談については保健センターという形を今とらせていただいているんですけど、検診時に講演会云々という部分でございますが、申し訳ございません、今のところなかなかセクトが分かれていまして。これは行政の悪い部分かもしれませんが、子育て支援課では子育て支援についての講演会等を年に 2 回から 3 回、設けられている部分でございます。また、それにつきましても児童虐待の部分についても講演会を含め、また地域の方々にも勉強会、研修会等を催しさせていただいているのが現状でございます。

なかなか、検診のときと相まってということになってくると少し難しい部分もあるところです。対象が絞られてくる部分もございまして、会場、時間的な設定という部分の制約がありまして、難しい部分もあるんですけども、今後、子育て支援課でもそういった子育て支援についてのいろいろな講演会等は引き続き実施させていただきたいと考えてございますので、そういった形でのご対応をさせていただきたいと考えてございます。

(委員)

すみません、ちょっとそれぞれあるのはわかったんですけど、例えば子育て支援課でこういう講演会をする。そのことのお知らせを保健センターでの例えば検診のときに配付してもらおうとか、それぐらいの連携だったらできるんですかね。

(事務局)

それぐらいの連携はできると考えております。

(委員)

ぜひお願いします。もう 1 つは、どこに電話をしたらいいのかわからないというのが、やっぱりあって。今その冊子ね、私が子どもを産んだときにはこんなのはなかったなと思って、今ごろできやがって

と。すみません、言葉が悪くて。ああ、良かった、こんなものができたんだって、私も喜んでるところですけども、でも、それも見て、え、こっちとこっち、どこにかけるんだらうとか。その名前ですよ、こういうかた苦しい名前のところには、ちょっとかける気もなくなるというのもあると思うんです。それぞれは別に置いておいてもいいですけども、ちょっとわかりやすく、発達に迷ったらここ、みたいなそういうネーミングで、こうわかりやすい名前。気軽にかけられそうな雰囲気、相談の電話番号なりなんなりがあったらいいと思うんですけども、どうでしょうか。

(部会長)

重要だと思います。それと、1回やりましたからじゃなくて、要するに検診ごとにそういうリーフレットなりを毎回、重複してもいいから出さないと恐らく無理だと思いますけど。

(委員)

子どもは成長してまいりますのでね、例えば医学的見地であるとか、大脳生理学的であるとか、精神的な遅滞であるとか、おくられているとか、こういう原因があるとかいう原因がわかることも、なかなか年齢によってわからないことも多いんですね。フィンランドとかだったら、おなかの中にいるときから1人の先生がその子の発達を18歳まで、問題をきちっと見て、どこのシステムでやるかとか決まっているんですけど。

アメリカのダウン症候群の研究所ではね、係の先生がお母さんの話を聞いたときに、Your determination must be proper. とかって、あなたの決断は正しいよ、みたいなことをいつもおっしゃるんです。いつもそんなふうに言って、親を励ましているんだなというのがわかったのは随分、私は後ですけども。でも、それは受容する、その子の障がいを受容する、受容した上で親の心、子どもの心もつかんで、その障がいをどういうふうの良い成長へ結びつけるかというシステムを作る。

今、例えば、市なんかだったら、そこまで行けないんですよ。だからその手前の段階で、とにかく、こことこことって、3か所おっしゃったけれども、その中心枠のところはそういうものを全て、寛容にぎゅっと取り込んで、それをどこのシステムに持っていくか。専門的な勉強をしておられる先生、やっぱり優秀な先生のところへ持っていくようなシステムだけは作れないと。細かいことをいっぱい言い出したら、こんなのは無理です。

(委員)

いろんな先生方の話を聞いていて、基本的にはこれ、手をあげてくれる親はいいんです。心配なことがあると言って相談して、幼稚園の先生でも、電話でも、市でも良いですけど。言ってくる親は勝手に言ってくるので。まず、その手をあげる親と手をあげない親という大き

く2つの集団に分かれて、手をあげる親に関しては最近何でもそうですけど、僕らもわからなくてサポートセンターに電話をすると「何々の方は1番、何々の方は2番、何々のことは3番に押ししてください。」と言って、うっとうしいなと思って、また一からやり直していることがよくあるんですけど、基本的にはそこで、それで機械音ですとちょっと心がないので、さっき先生がおっしゃったみたいにコーディネーターが、その相談だったらここにというところ、その一番初めのところを子育て支援センターなんて言わんと、子ども何でも相談所ぐらいの名前にしておいて、もう何でも電話をしてきてください。どんなしょうもないことでも、今日の朝から鼻水が出ているんですけどとかいうような相談でも良いぐらいの雰囲気を作ったところに、まず電話をさせて、その人がああ、それだったらここがいいと思います。と言って、振り分けてあげる。医者でいうと、ジェネラリストがいるのと一緒に、あなたは目が悪いからじゃあ眼科へ行きなさいとか、それは皮膚科に行ったほうが良いですよとかいう、分ける人を作れば、手をあげてきてくれる親に関しては何の問題もなくて、それぐらいを市は、そんなに金かからないので振り分け役だけ作ってあげたら。

もしくは、それが作られないのだったらガイドランスを作ってあげれば、どんどん勝手に押しあってくれますから、親が。それで一番の確なところに相談できるようにしてあげれば全然問題、そんなに皆さんが頭を悩ませる問題でもないかなと僕は思います。

かなわんのは手をあげてこない親ね。相談してこない親が隠れてしまうので。虐待もそうですけど、結局虐待で心配です。私、子どもに虐待しているかもしれません。と言ってきてくれる親なんか、全然救われる親で。それを隠して、例えば僕らのところへ来て、僕がちらっとでもえ、これ。と言って、お母さんに言うと、もう二度と僕のところには来ません。また言われるのが嫌なので、違う医者に行くんです。だから、僕らも軽々しく、お母さん、これ何回かたたいているの。とか言おうものなら、二度と来てくれない。その子のフォローが僕はできなくなってしまうので、もう口が裂けても。

さっき、親との信頼関係ができたと言えんですけど、できるまでにそんなことを言っちゃうと、もうしり切れトンボになっちゃいますから。親との連携をとって、ある程度気心が知れて、お母さんに友達っぽくしゃべれるようになってから、お母さん、これぶつけたん。とか言って、聞くのはいいですけど、しょっぱなから言うと二度と来ないという。

だから、手をあげてくれない親に関しては、園がピックアップして

やらないと。それこそ信頼関係を築き上げた上で、最近何か、あなたのところの子ども、友達をよくたいたたりするけど、何か心配なことはないの。と言って。その言いやすい場を面談みたいなものをしてもらいたいし、個人面談をしてもらっても良いですけど、それは園の先生は大変なことだと思うんですけど、園がピックアップしてやらないと、こっち側から聞いてやらないと、向こうからはずっと言いませんから。だから、手をあげない親に関しては、園が頑張ってもらおうという。

もっと小さいときに情報を知りたいとおっしゃっていたんですけど、医者立場から言わせてもらうとグレーゾーンが長過ぎて確定診断に持っていくのにすごい難しい病気は山ほどあって。それは御存じだと思うんですけど。そうすると、言ってしまっただけで外れていたときにね。「あなたの子どもさん、たぶん自閉症スペクトラムだと思います。」と言ってしまったけども、何か普通に育ててしまったときに、その親に僕はなんて思われているんだろうなというのがあって、どうしても医者はちょっと引きぎみです。それはいろんな発達の間診票とかで調べるんですけど、調べてもそれでも、ううんと言う子が山ほど。どっちかというところが多いです。

じゃあ、その親に事前に言うておいてほしいのか、言うてほしくないかは親によるんですね。心臓の病気でも雑音がありますけど大丈夫だ。と、雑音と言ったらもう、その日から寝られませんか。と言って、次の日に紹介状を書いてと言うてくる親から、そうなの先生、ならちょっと様子を見ておくれ。と言う親まで、幅があって。全ての親を僕は把握していませんから、すごく言うのに躊躇する。躊躇するので、ある程度、確定した状態でないと話ができないので。事前に知っておきたいというのは、事前というのがなかなか、ちょっと難しいかなと。

(委員)

ごめんなさい。事前というか、自分の子どもがというのじゃなくて、知識として持っておきたかったの。個性を、言ったらそうじゃない、普通の、定型のお子さんのお母さんにも知ってもらえる機会になるし、育った後にという。

(委員)

今度、知識になってくると、じゃあ確定診断ができるほどになってしまっただけで、もう誰が見てもわかるんです。じゃあ、自分の子どもが、ひよっとしたらこの子、多動かと思っているお母さんがおられたとして、そう思っているお母さんが10人いて、講演会をやったときに、何人のお母さんが聞きにくるかなと僕は思うんですね。

だから、あなたの子どもはADHDですと言われてたら、それに対する知識が欲しいので本も買うだろうし、ネットも調べるだろうし、講演会も行くんですけど、親がかもしれんぐらいの疑いのあるときに、じゃあ何月何日2時からやりますと、いや、私、そこは忙しいしなあと思

って、聞きに行く人がどれだけいるかなと。なので、事前にその3歳までの子どもさんに、その親に講演をしようと言っても、僕、たぶん来ない。人数が集まらない。それ、出かけていっても、たぶん保護者も、先生は聞くかもしれませんが、保護者は聞かないので。

そういう疑いのある人に、例えば1か月検診とか1歳半検診とか3歳半検診かな、3歳半とかちょっと遅いとなると、その検診のときに今度は医者か、保健センターでしているんですかね、その検診をやった医者が今度、保育所、幼稚園の先生と同じように、あんだ、行ったほうが良いと思う。と、ピックアップをしてやる役割を、園に入ってしまったら園の先生がすれば良いですけど、園に入るまでは医者がお母さんに、いや、わからないよ。

例えば僕が言う言い方をすると、ようわからないけど、もし心配だったら、ちょっと一遍、話を聞いてみたら。それで、あなたのところの子どもさんがどんどんそれに当てはまるようになってきたら、どこかに行かないとあかんし、どんどん当てはまらんようになってきたんだったら、それはそれで良かったね。ぐらいで済ませるぐらいのピックアップを医者がしてやれば良いわけで。講演は、してもあまり来ないかなという気はします。

(委員)

すみません、私としての考えは、講演じゃなくて、例えば検診に行ったら、何歳のときかな、歯の話とかありますよね。歯の話とか、みんな普通に、子どもを連れて座って、歯の磨き方とか食育の話とか、本当に簡単ですけど、なされるんですね。そういった感じのもので。

(委員)

食育とか歯の磨き方は、みんな歯が生えているので、10人のお母さんがいたら10人の子どもはみんな、その歯磨きの仕方とか、どんなものを食べさせたらいいのとか知りたいのはわかるんですけど。その多動がありますとか発達障がいがありますというのは10人の親の子どもが全員10人とも発達障がいがあるわけじゃないので来ないんですね、聞きに来ない。え、私のところ、そんなことは関係ないからと言って、来ないので。講演をしても、するのは全然、市が予算をかけてするのは、別に僕の金を出すわけじゃないので良いですけど、たぶん集まらるのでコストパフォーマンスが悪いかなと。

(委員)

歯の話とかも全員、ほぼ強制で。

(委員)

良いんですよ、だから歯の話はあなたのところ、絶対に歯は生えてくるからね。そのときに歯磨きの仕方をわかっておいたほうがいいでしょ。と言ったら、ああ、そうだね。必ずこの子は歯が生えてくるから歯磨きの仕方を聞いておいたほうがいい。と思うんですけど、あなたの子ども、必ず発達障がいになりますから。ということはわからないので、そうするとその患者を連れて親が来ないので、集めるのが大

変かな。

じゃあ、それだったら個別で、市が頑張っ、医者か園の先生が、この子、ちょっと。と言ったら、そこに園の先生か医者からちょっと一遍、訪問してもらうので、行ってもらったらどうですか。ぐらいがよっぽど実があって、かき集めるのではなくてというほうが良いので。

講演会をしてもらう分には別に全然構いませんけど、金がないというんだったら、個別に充てたほうが、同じ税金を使うんだったらよほど有益かなと思いますけど。

だから、最終的に言いたいのは、手をあげる親と手をあげない親がいて、手をあげる親は別に心配ありません、ガイダンスに沿って相談しに来てください。手をあげない親だけが、医者か医療関係者か、園の、保育所、幼稚園の先生がピックアップしてあげて、信頼関係を築けた上で、ちょっと行ってみたらとアドバイスをしてあげれば、ある程度はさばけるんちゃうかなと僕は思います。すみません、以上です。

窓口の設定はできますか。

(部会長)  
(事務局)

はい、窓口の設定というか、それが、申しましたが子育て支援課で担当しております利用者支援事業担当の窓口ということでダイヤルを1つ設けておるのが現状でございます。

それに対して、電話はどれぐらいにかかっていますか。

(部会長)  
(事務局)

それね、私も、申し訳ありません、ちょっと今日まだ確認できていないので。申し訳ございませんけど、ちょっと確認をさせていただいて。

それと、そこだけのダイヤルでなく、子育て全般については子育て支援課へ電話をいただくような形になってございます。

(委員)

かけにくいんだと思うんですけど、ハードルが高いので。もっと、ほんまに何でも相談室みたいな。

名前が変わっただけやないかって。

(部会長)  
(委員)

そうそう。だから、こんなところにこんなことで電話をしていいだろうかと絶対に構えておられるので、お母さんは。もう何でも、それだったら例えば、一遍だけ鼻血が出ました。心配でしょう、電話をしてね。とかいうぐらいのハードルの低さを例にあげておいてあげたら、こんなことでも電話をしていいの。と思われるんですけど、初めから子育て支援センターですと言うと、子育てって、そんなに悩んでないけどなって思うと、ちょっと隣のおばちゃんに聞いたら、またおせっかいなおばちゃんが、そんなの、大丈夫やで。と言うてしまうと、そのお母さんも大丈夫なのかなと思って、結局電話をしないことになりますから。もうちょっと、窓口はたぶんあるでしょうから、そこをもっとコンタクトがとりやすいような努力をしてあげたらどうです



かね。

(部会長) お願いします。それで、2つ目のピックアップできない人に対して、先ほどのお話にあったように、1つは各園にそのコーディネーターなりなんなりを置くことは可能、まずそれが第一歩になる可能性もあるけど、その辺はどうですかね。

園に任せてくれたほうがいいです。

(委員) 園に任せたほうが良いですか。

(部会長) 園の、支援学校でも、学校の中の先生を、専門的な研修を少し多く受けてもらって、その先生がやっているだけでコーディネーターですよというふうに言っているだけで、何というのか、特別、どこかから連れてきてもらっているわけじゃないから。

ないです。だから、その園の中で。

(部会長) 大阪市なんかは1年間、毎月1回必ず2時間、3時間、研修を受けに行かないと資格をくれなかったんですけど、それをすごく、2回目もあって、役立ちました。例えば幼稚園の講演会だったら、科学なんかの本で、4人のお母さんのチンパンジーが子どものチンパンジーの育て方の違いで、何かすごく親たちが共鳴するような、親ってこれだけしっかりしないと。私たちも動物だから一緒やねんな。とかね、というようなことを勉強してくださるので、やっぱりいろんな意味の講演会もあって良いと思います。さっき先生がおっしゃった歯は生えるとかね、そういうことはみんなお聞きになりますけど、一体どんなふうにしたら子どもはどんなふうが悪くなっていくのかとかいうことを勉強するのは、すごく親は熱意を持って。時々、お母さんたち、病気ですよ。生活習慣病ですよ。朝、テレビをつけたまま、夜寝るまでつけたままは病気ですよ。と言ったら、そういうのもぱっと変わります。やっぱり支援という難しい言葉よりも、何でも良いから相談しにおいてというようなね、そういう場所が要るんじゃないですかね。だから、園は園でやったら良いと思います、大いに。

その辺の部分だけどうするか、ちょっとまた検討してください。

(部会長) 良いですか。ちょっと、時間の都合もあるので、次の話題に行かせてもらいます。ありがとうございました。

それで、3つ目が、要は障がいのある人に対して支援計画作成とか、そういうもので一貫性のある、継続性を持つために、どういうふうな、はっきり言って個人カルテみたいなものですけど、その辺をどういうふうにしていくかという話です。それで、小学校としては書式を統一してくれるとありがたいというご意見もありました。その辺もあるので、それで、守口市の場合はほぼ90%以上の方が公立の幼稚園に上がられる。要は90%を超えるんですね。

小学校に。

(委員)  
(部会長)

小学校。公立の小学校に上がられるので、そういう意味で小学校側としては、統一的な書式等があったほうがありがたいというお話も伺っております。その辺を含めてまず何かご意見があれば。

(委員)

私も統一の書式を作るべきだと思います。幼稚園、保育所、就学前施設で統一の書式があったほうが、その後、いろんな支援学校に来ようが小学校に行こうが、その後ずっとつなげていく、後々つなげていくことも含めて、統一の書式があるべきだろうなと思います。

門真市さんは既に保育所、幼稚園、統一の書式で何かやっておられるというような情報がありますので、そういったところを参考にして、統一の書式作りに向けた形にされてはどうかと思います。

一応、配付させていただいた参考資料だけ、ちょっと説明だけさせていただきますと、これは支援計画そのものを持ってきていません。というのは、たぶん保育所か既にわかき、わかきか何かには支援計画があるだろうなと思ったから、そういうもので統一すれば良いんじゃないかなと思ったので。

この配付させていただいたのは、入学前に保護者さんから支援計画を作成する上で、こういった情報を支援学校はかなり細かく出していただいた上で、受け入れというか、保護者さんと一緒に子どもたちと向き合っていますというようなことをお知らせする意味と、4枚目のところですね、4枚目を見ていただくと、本人、保護者の願いと。ここを学校は結構、一番大事にしているんですけども、お子さんのどんな課題をどんなふうにしてほしいと思っていますかというようなところを書いていただいて、これを個別の指導に活かしていくベースにしています。

最後の5枚目の紙は、就学前施設とか支援学校に入ってくる前にかかわっている施設にこの用紙を書いてもらって就学時に受け入れしているということで、たぶん幼稚園さんとか保育所さんや、中学校段階で来る子については小学校ですね、こんなことを書いてもらっていますというような書式で、一応参考までに、支援計画とか作る前のベースの資料としての参考としてお出ししました。

以上です。だから、様式の統一が必要じゃないかというのが私の意見です。

(部会長)

これに関してある意味、送り出す側というかそういう形の園としてはどうですかね。

(委員)

うちの場合は、学校教育から持ってきている部分で、この小学校

の支援計画とほぼリンクしていると思います。ほとんど小学校さんからいただいている、これから落として標準型にしています。

(部会長)

親のほうも同じですか。同じような書式になって。

(委員)

公立は、これは独自のもので、ちょっとみんなで考えて仕上げたものなので、それではもう、その子によっては特徴が違うので、その子に応じて書きやすいような書式という形で決めた部分がありますので。巡回のときにすぐわかるように3枚目の、関係機関とか発達の様子とか結果もそこに書いておいたら先生がわかりやすいところで、これを見ればもう傾向的に、この子はどういうふうにして、1年後、2年後、3年後もずっとこれを続けていくという形で、保育所にいるときは、ずっとこれを書いて継続して使う形でやっています。

(部会長)

校医の関係はどうですか。

(委員)

今のところ、学校から先生が来てくださって、先生の聞き取りで送っているという。今は、指導要領しか送っていないです。そのときに、あまり子供の何というんですか、あまり悪いことは書かないでおこうと、小学校に行ってからいろんな先生に当たるわけで、そういうふうに小学校で先に先入観を持たれたら、なるべく子供に不利なことは書かないでおこうという、前にそういう申し合わせをしたことがあります。大分昔ですけど。そういうことがあって、ずっとその辺で続いているんですけど。今のところ、保育会はもう個々に任せている。個々に任せているから、別にどうしよう、こうしようというあれはないです。

(委員)

今、先生がおっしゃったように、園としては指導要録の抄本はお渡しいたします。でも、障がいがおありの方に関しては、聞き取りによく来られますので、そのときに私がいただいた資料、何々ちゃんのしおりというのをつくっているんです。それを一応コピーしたものをお渡しして、人間関係的にこうですか、健康面、それから運動面、知能、認知、そういう面で。でも発達検査とかを受けたコピーもちゃんと親の許可をいただいてお渡ししたりもしています。でも、意外や同じようなレベルの子がよその学校から来られたとしたら、うちの幼稚園の子は割と少人数でクラスをつくっていますので、結構手が行き届いているのか、子供がよく素直に発達しているのでありがたいかなと。環境が、人は環境の子やということがやっぱり障がい児にもしっかりとあらわれているなと思います。同じような形ではございません。

(部会長)

これ、現状は発達とか障がいがある子だけをつくっているんですか。全員に対してつくっているんですか。

- (委員) これは、障がいを持っている、幼稚園の場合は障がいを持っている。
- (部会長) 例えば、アレルギーとかそんなものも含めてつくっていないですか。
- (委員) 支援が必要な子ですね。
- (委員) 障がいがあるというのは、グレーの子は含まないということでしょうか。
- (委員) 幼稚園の場合ですけど、お母さんと保護者の方と一緒に話し合っ  
て、年間こういうふうにしていきたいと思いますということ、最後にお  
母さんの判子をいただく。それを学校へ持っていってもらいます。  
学校は自分のところの独自の支援、指導計画、そういうことで  
しているんですけど、こういうことは書いてもらってないです。
- (委員) その園側として、支援が必要と把握しているお子さんに対しての  
対応というか、そういったことはどうされていますか。
- (委員) 支援の先生。
- (委員) 保育のときに、この子は支援が必要、でも親はまだ障がいとして  
とか支援が必要だと感じている、感じていない、それぞれだと思う  
のですが、そういった方にはどういう対応をされていますか。
- (委員) 入園前に、みずから相談へ来られた方に対しては、いろんな対応  
に相談しまして、この子には支援の人、支援の先生が必要だなとい  
うことでつけさせていただいて、お母さんは認識されていないの  
で、ともに考えていきたいと思いますということ、できるんですけど  
も、私たちが思っていたより、他の方が思っているもお母さんの認  
識が、いやいや、大丈夫です、みんなの中で育てますということは、  
それはそれで受けとめます。その中で日々、毎日接していく中で、  
お母さん、やっぱりこのところちょっと苦手かもわからないねとい  
う感じで、やっぱり話を聞くと、先生どうしたらいいですかと言  
ったら、もうこっちのものというか、一緒に考えていきたいと思います  
ということ。
- (委員) そういったお子さんに、例えば園側でつくっておいて、お母さん  
には、保護者には伝えない。でも持つてはもらっちゃいますか。
- (委員) そうそう、持っています。
- (委員) それは、これから先、小学校に上がると問題が出てきたときに、  
開示する形は、今そういうシステムはあるんですか。
- (委員) 幼稚園の場合だと最終、保護者の方の判子というか、書いてもら  
わなければならないので、それはちょっと渡せないですけども、  
学校への申し送りのときにはお話はさせていただきます。
- (委員) では、小学校に入って何か問題にぶち当たって、過去の経歴とい

うか小さいころはこういう子だったというふうには残っていると  
考えても大丈夫ですか。

(委員) はい。園としてはあります。

(委員) 小学校の先生方も把握している。

(委員) だいたい、公立の場合はだいたい隣接しているとかいろいろあり  
ますので、聞きに来られたり、こちらからもちょっとお伝えに行っ  
たりはあります。

(委員) その後、お母さんが受容して、これから療育を受けるとかという  
ときをお願いをしたら見せていただくとか。

(委員) それは、お母さんの了解を得ればあります。

(部会長) 今その話題になっている、要は親の受け入れがあるなしで変わっ  
てくるのです。だから基本は親の受け入れが必要になってくると思  
うんですけど、逆に全員に対してつくると言ったらどうですか。だ  
から、それを受け入れる何もなしで、結局全員に対して、要するに  
白紙に、だから何もなしで、アレルギーがちょっと書いてあるだけ  
とかいう形で、全員に対してつくってしまって、それを全部小学校  
に全部持っていく形にすれば、逆に言えばオーケーになるんですけ  
ど、その辺、その辺が、要するに障がいがあるから持っていくとい  
う形になっているので、あるなしに関係なく、その人の、その子の  
療育を全部見ていくんだという形で持っていくほうが、例えば今、  
本当を言うと母子手帳にいついつおたふく風邪になりましたとか、  
おたふく風邪のためのワクチンをいつしましたとかというの全部  
全部記載されているんですけど、そういうものも、そういう情報も含  
めて全部そういう一つのカルテとして持って行って、ずっと上がっ  
ていく方式が本当はいいと思うんですけど、その辺はやっぱり今の  
状況としては難しいですか。

(委員) 持ち上がってすみません、どこまで持って。

(部会長) 18歳。

(委員) 18歳まで。

(部会長) 恐らく18歳までだったと思います。

(委員) 何か毎年、学年が変わるときとか、そういうとき例えば、もし再  
来年度ですけど、小学校に上がるとしたら、保護者が一々このとき  
やったとかというの書かなければならないですよ。もしそれが  
自動的に持ち上がってくれるんだしたら、親としてもすごく楽で  
す。何かこの子はおたふく風邪、いつしたのかって、毎年毎年やる  
よりは、もうそれを守口市で生まれたらこうだとか、決めてもらっ  
たら、楽ですけど。

(委員) 本当はそういうベース、どなたでも障がいのない子にも共通する

ものが一つあって、その他に障がいがある子に、明らかにわかっていて支援が必要な子については、こういう支援計画などがあって、両方ずっと持ち上がっていくのが理想的だと思うんですけども、なかなかシステムとしてつくっていくのは大変、どこが一番初めにつくるところがきちっとつくればいいのでしょうかね。そこら辺は、市でやっていただけるのだったらいいですけども。

(委員) それはもうあれです、住民登録のときにつくったらいいですよ  
ね。生まれたときに。

(委員) 本当は福祉の。

(部会長) 本当は、そうすれば一番、病気の経歴もある程度、感染症の経歴も全部わかるから、本当はよいけど、だからそうすると、逆に言うとグレーの人も、グレーの子たちも要するに小学校へ上がる前に、幼稚園、保育園での先生の所見が書いてあればいいですけど。そういうシステムづくりは、市としてはしんどいですか。どうですか。

(事務局) 保育・幼稚園課の松原です。今、保育所、幼稚園から学校に上げるに当たって、保育所で保育士は保育児童要録、幼稚園の場合は、幼稚園指導要録みたいな形で、幼稚園も保育所での育ちから、園幼稚園、保育所で過ごしている間に保護者から聞き取った病気のことであるとか、いろんな家庭の状況であるとか、そういったことをざっくり一枚の用紙にまとめまして、学校に送らせていただいております。それは全員対象、5歳児が学校へ行くときには送らせていただいております。ただ、どんな病気にかかって、どんな治療を  
しているとか、細かい個人情報に関しましては、やはり保護者でお伝えを  
していただいているのが今の状況ですけど、それでは不十分なところが  
ございますでしょうか。

(事務局) だいたいうちの場合でしたら、今先生が言った指導要録の中にアレルギーがあるとか、そういうことは書いていきます。そしたら、保護者さんもやっぱりアレルギーがあるということは、きちっと向こう、学校に伝えないと大変なことになりますから、その辺は伝えてくれますし、面談がありますでしょう。あのときにだいたい、うちの子はこういう子ですと保護者さんが伝えてきましたとか、そういうものが返ってきていますので、学校は、そこで把握してくれているんじゃないかなと思うんですよ。だけど、グレーの部分とか隠しておきたいとか、そういう方についてはちょっとわかりにくい。

(部会長) 現状、やっぱり難しいですか。

(事務局) 難しいと思います。こんなことを言ったらあれかなと思うんですけど、ちゃんと伝えているかな。本当に、保幼小連携と言っていますけど、本当に言ったことがちゃんと伝わっているのかなとかね、

それはもう本当に私らも疑問です。ずっと生まれたときからカルテみたいにならいいのだろうとは思いますが、ここも大変ですよ。それと小学校の教育において、どれだけ把握してくれているのか。その辺がわからない。

(委員) すみません、すごく事務的な話であれですけれども、来年度から守口市立の保育所、認定こども園になりますよね。保育所で使用している様式とこれは違いますよね。幼稚園の場合は、もし支援計画を立てるなら保護者の名前と押印が要るような感じで、でもこれ、くつつくのですよね。認定こども園になったら。その場合はこれ、様式が変わるんですよ。

(委員) 公開をしていかなければならない。

(委員) ちょっと思ったのは、守口市って今、小中一貫校もありますよね。小学校の様式ですよ。中学校の様式はどうなっているのかなということがちょっと気になるのと、この様式で言うと1号認定の子どもはもらうけど、2号認定の子どもとか判子をもらわないというような感じにならないですよ、もちろん、統一ですよ。

(委員) 一緒です。

(委員) だから、むしろ僕は、ちゃんともらえる、もらえないに限らず、一応つくるのはつくって、あと支援学校さん、すごくいいなと思ったのは願いですよね。何というのですか。どうなるかわからないけど、こうしたいんだと思っているという願い、もちろん先生の願いもあるから、何かみんなの願いを書き込んで、だから細かい話ですけど、指導はもうそろそろやめていただきたいなという、支援をしていただけたらと思いますね。

(部会長) ちょっと時間の関係もあるんですけど、書式は統一したほうがいいと思うんですね。それで今、門真は統一されたんですか。

(委員) はい。門真は統一していると、幼稚園と保育所は統一していると聞いていますので。

(部会長) 門真がどういう書式をとっているか調査できますか。

(委員) くれると思います。

(部会長) だから、それを踏まえてとりあえず、まず第一歩として書式を統一する。それで、要するにグレーのところは非常に難しいと思うから、その辺は次の課題になると思うので。とりあえず理想は、要は全部情報を載せていって、18歳まで持つのが理想だけど、それがなかなか難しいところが、それに近づける形でどういうふうにやっていくか。それで、どういう内容を書式の中に放り込んでいくか。保護者の思いもあるだろうから、その辺を含めてちょっとその辺のたたき台を一遍つくってもらえませんか。門真の例を見なが

ら。何か希望はありますか、その書式に関して。ここは書きにくいから嫌だとか。

(委員) たぶん門真市さん統一書式をつくるのに、かなり関係機関と調整して、調整して統一書式にしているというふうに聞いているんです。小中学校、支援学校とかも福祉的なところ、福祉が中心になってやっているようですけれども、支援学校からもそういうところに情報を、今年度の情報を書き足してくださいということで、支援学校が持っているものとは別に、門真市バージョンというか、門真市の持っているものが、福祉が持っているものがあって、それがずっと引き継がれていくものがあるようなので、そのあたりとかも含めて、門真市さんにお聞きになったら出せるものを出していただいたら、たたき台にいいのが出るんじゃないかなと思います。

(部会長) 門真市さんには悪いけれども、大分苦勞されたかもわからんけど、そういう形でやりますか、とりあえず。

(委員) 門真の子ども会議の委員に守口市の、たちばな東の理事長先生がなっていますので、その辺でまた私らの部会は部会でやらせてもらいます。

(部会長) よろしいでしょうか。ちょっと時間がかなり過ぎていますので。

(委員) すみません、ちょっとそれなんですけど、この資料2に平成29年度特別支援研修予定表があると思うんですけど、絶対参加者という、この絶対をのけてほしいなと思うんです。そして、やっぱりこれは研修予定表なので、この前にやっぱりかがみをちゃんとつけてもらって、趣旨をつけてもらわないと理解してもらえないかなと思うんです。これでしますとね、これを見ただけで守口が研修の、守口様式で固めてしまうのと違うかというような、ちょっと心配があがっているんです。それはいいですね。守口市としては、この先生の言った様式で、様式というより内容でこれから障がい児保育をしていきなさいというわけではないんですよね。どうでしょう。絶対、絶対参加者はちょっとやめてほしいなと。こういう希望があるんです。

(事務局) 私が先生と一緒にこの計画を立てさせていただきました。表現の仕方が絶対参加者と書いてしまったんですけども、何が言いたいかというと、例えば、医療面を受けまして、この方は大阪医科大学小児科の教授です。専攻は主にダウン症とか染色体異常、それから病気のお子様に対する医療的な配慮というところを中心に研修をしていただく。そういったところに、やはり看護師さんとか保健師さんとか、専門の方に来ていただかないと同じ研修を受けていてもちょっと意味がないのかなみたいな形で、対象者を絞った形で、対



象者を絞った形で、研修に参加しようとしている方々にはわかりやすいかなという意味の表現の仕方です。ちょっと絶対参加、文字の使い方がちょっと申し訳なかったです。そういう意味での絶対参加者となっています。

(委員)                    じゃあ別に、こういう研修を守口市としてやっていって、そして守口市全体の障がい児保育のレベルを上げていこうということだと思っんです。

(部会長)                要は、かがみ文をきちっと書いてください。

(委員)                    かがみ文を書いていただかないと、認定こども園会としては、その費用負担については、その辺を配慮いただければ持ちましょうということですので。それから、この私立認定こども園会の6月の予定については、これは何ていうんですかね、司会とか設営とかそんなものは全部うちらでするんですかね。どうなるんですかね。

(部会長)                その辺は、考えてないですね。

(事務局)                あくまでも、まだ研修案ということで、予定でさせていただいていますので、そういった部分、細かいところについては、これから認定こども園会、幼稚園協会とも認識共有していきたいと思っております。

(委員)                    絶対は、絶対にとっていただいて。皆さんがわかるようにしていただきたいと思ひます。かがみ文をきちっとしていただきたいと思ひます。以上です。

(部会長)                ありがとうございます。ちょっと、時間がかかなり超過してしまつて申し訳ございません。不手際も結構あつて。あと、何かありますか、つけ加えたいこと。でしたら、ちょっと時間が来たので、これで一応終わりたいのですけれども、次回の予定とかそういうことを踏まえて、提言書をつくりたいと思ひます。そういうことを含めてちょっと何か、次回が恐らく最後になると思ひます。それで、その後提言書ということになるので、何かどうしてもこういうことを議論したいということがありましたら、何かご提示いただければと思ひますけど。

(委員)                    様式の件については、もう少し。

(部会長)                それは、案が出ないとちょっとわからないので、次回案を出してもらつて、それでちょっと。

(委員)                    でも次回、案を出してもらつて、それが最後になるんだつたら検討のしようがないというか。

(部会長)                今後の予定としては、この後2月に一回やります。その後、3月にもう一回やるんですね。

(事務局)                2月にまず第6回の保育・療育検討部会をさせていただいて、3

月は守口市子ども・子育て会議があるので、そちらで。その前に同じ同日付でもし仮にやるのであれば、第7回の保育・療育検討部会を組めることは組める、いけると思います。

(部会長) 　だから、もう一回やろうと思えばできる。だから、次回その案をもらって、そこでディスカッションをして、最終的に3月に持っていきたい。ぎりぎりそれをやろうと思ったらできる。

(委員) 　可能な範囲で事前にその様式の何かを送っておいてもらったら、目を通して、ここをこうしたらとかというのが出るかもしれない。なかなか、門真市さんとどれぐらいすり合わせられるかわからないですけれども、可能だったらばいただけたらいいですね。

(部会長) 　逆に言うと提言なので、提言では例えば、様式の統一を図りますという形でもいいと思うんですよ。それで、具体的にはその後のあれで考えればいいと思うので。その辺は、可能だと思うんです。逆に言うとどうしてももう一回あるので、そのときにこのことはここでやっておきたいという事項があれば、何かありませんか。

(委員) 　今日のテーマだった、そのエリアごとのサポートの専門職員配置、一種類、1チームにしようかという話でしたけれども、そのチームに具体的にどのような動きをしてもらうのかという話がしたいですけど。

(部会長) 　恐らく、やりましょうか。ただ、どこまでできるかが、非常に難しい問題が結構出てくるので、一つは、この会として恐らくそういうチームをつくりましょうという提言だけになってしまう可能性が強くて、というのは予算の問題が物すごくきいてくるんですよ。それがあって、こういうそのチームに対する、どういふのかな、色づけというか、そういうことは可能だと思うんです。

　こういうことを主にやらしてもらおうというようなことは。でも、踏み込んだところまでできるかどうかは、会の性質上非常に難しいかもしれないです。だから、とりあえず一遍、もう一回それについてやろうと思えばやれるので、ちょっとだけその辺は、時間が許す限りやりましょうか。

(委員) 　よろしくをお願いします。

(部会長) 　他に何かありますか。よろしいでしょうか。

　それでは、今後のスケジュールについてお願いします。

(事務局) 　今後の会議日程でございますけれども、第6回の保育・療育検討部会につきましては、来月2月中旬ごろ、今、委員様に日程の調整をお伺いしているところですので、日程が決まり次第、またご連絡をさせていただきたいと思います。

　第6回、来月の保育・療育検討部会ですけれども、今もうちょっ

と議論する部分があるのではないかというご意見をいただきました。時間の許す限りといっても、もう年度末ですので、提言書の作成も同じタイミングをやっていかなければならないんじゃないのかなと思っています。前半は、残っている議論の部分をしていただいて、後半で提言書、事務局から今まで言っていた意見を踏まえて提言書の案という形で出させていただきますので、前半の会議を踏まえた上で提言書の作成を2月に、来月の検討部会で行っていただきたいと考えております。

提言書の提出につきましては、3月に最後、子ども・子育て会議第17回を予定しておりますので、できればもう3月は、子ども・子育て会議一本で開催をさせていただきたいと、事務局としては今のところ考えております。こちら日程調整につきましては、現在委員さんのご確認させていただいているところですので、決まり次第連絡をさせていただきたいと思っております。

(部会長)

何か質問はありませんか。

なければ、長時間どうもありがとうございました。それでは、今日はこれで終了させていただきます。またよろしく申し上げます。

(3) その他

【今後の会議日程について】

(事務局)

今後の会議の日程であるが、第6回の保育・療育検討部会は2月の中旬ごろの予定である。

(4) 閉会